

令和5年5月8日

生徒・保護者の皆様

瀬戸田中学校
校長 中尾和彦

コロナ5類移行後の学校生活について

新緑の候 皆様におかれましては、益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、5月8日以降の5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について、次のとおり見直しを行い、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- ・生徒の体温チェックや日常の消毒作業、教室内の座席間隔確保は不要
- ・適切な換気の確保と手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導は継続
- ・学校給食等の場面においては、「黙食」は不要
- ・マスクの着用は個人の判断
- ・合唱や調理実習、理科の実験、グループワーク等も実施可能

2 感染が流行している場合について

- ・マスクの着用を推奨する
- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じる。

3 生徒が感染した場合について

- ・保護者は必ず、学校へ連絡する。措置は、出席停止期間は「発症翌日から5日間が経過し、かつ症状軽快後、1日を経過するまで」
注) 原則、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者は、対象としない。

4 臨時休業について

- ・季節性インフルエンザ等と同様、学校医と教育委員会と協議し、実施の要否・期間等を決定する。
- ・臨時休業時の対応は、オンライン学習等とする。

依然として高い感染力があり、まだ完全に普通の病気にはなっていません。本校では『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8)～』(文科省)に従い、尾道市教育委員会の指導の下、感染状況に応じた対応をその都度講じてまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。